

昭和四十一年七月

## 四日市市議会会議録目次

会議録署名議員の指名について……………	六
会期の決定について……………	七
昭和四十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)その他 議案説明：質疑、討論、議決……………	七
職員団体の登録に関する条例の制定についてその他 議案説明：質疑、討論、議決……………	二八
市道路線の一部廃止について 議案説明：質疑、討論、議決……………	三一
四日市市農業委員会委員推薦について 議案説明：質疑、討論、議決……………	三三
公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書提出について 議案説明：質疑、討論、議決……………	三四

ページ

昭和四十一年七月十四日

四日市市議會臨時會議錄

四日市市議會

昭和四十一年七月十四日(木) 午後二時開会  
 四日市市議会議臨時會會議録

米田好兼速記

昭和四十一年七月十四日(木曜日)

○議事日程

昭和四十一年七月十四日(木) 午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 議案第八一号 昭和四十一年度四日市市一般会計補正予算  
 (第二号)……………議案説明：質疑、討論、議決
- 第四 議案第八二号 昭和四十一年度四日市市立四日市病院事業  
 会計第一回補正予算……………：、
- 第五 議案第八三号 職員団体の登録に関する条例の制定につい  
 て……………：、
- 第六 議案第八四号 職員団体のための職員の行為の制限の特例  
 に関する条例の制定について……………：、
- 第七 議案第八五号 市道路線の一部廃止について……………：、

第八 發議第六号 四日市市農業委員会委員推薦について……議案説明：質疑、討論、議決

○本日の會議に付した事件

第一 會議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第八一号 昭和四十一年度四日市市一般會計補正予算(第二号)

第四 議案第八二号 昭和四十一年度四日市市立四日市病院事業會計第一回補正予算

第五 議案第八三号 職員団体の登録に関する条例の制定について

第六 議案第八四号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について

第七 議案第八五号 市道路線の一部廃止について

第八 發議第六号 四日市市農業委員会委員推薦について

日程追加

發議第七号 公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書提出について

○出席議員(三十六名)

酒井昌一君  
北村与市君  
錦安吉君

藤谷祐一君  
安垣勇君  
坪井妙子君  
喜多野等君  
前川辰男君  
志積政一君  
伊藤太郎君  
鈴木愛次君  
宮崎春吉君  
坂上長十郎君  
中島忠勝君  
野崎貞芳君  
日比義平君  
荒木武治君  
矢田繁一郎君  
伊藤泰一君  
須藤泰一郎君  
前川宗雄君

○欠席議員(四名)

伊藤 山本 渡部 山本 味岡 訓覇 谷口 永田 橋詰 服部 笠田 高山 中  
 藤 金 權 榮 一 也 專 利 興 昌 七 伊 忠  
 一 一 勝 太郎 一郎 九 郎 隆 弘 衛 祐 一  
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

大岩 島田 武久 雄雄 君君

早加 川藤 正定 夫男 君君

○議案説明のため出席した者

市長 九鬼 喜久男 助 岩野 見齊 助 庄司 良一 収 川崎 祐男 市長公室長 谷沢 文男 総務部長 平井 清三 土木部長 三輪 喜代司 建設部長 園浦 和己 市立四日市市長 渡部 一臣 病院長

○市議会事務局

次 事務局 局長 岩谷 菊地 英也 剛君

議事係長 小坂 靖 君  
主 事 佐藤 正 俊 君  
主 事 芳野 孝 君

午後二時八分開会

○議長（中島忠勝君） ただいまから昭和四十一年七月、四日市市議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書写のとおりであります。

○議長（中島忠勝君） ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（中島忠勝君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、伊藤信一君、山本栄一君にお願いすることにいたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（中島忠勝君） 日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第三 議案第八十一号昭和四十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、及び

日程第四 議案第八十二号昭和四十一年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算

○議長（中島忠勝君） 次に、日程第三、議案第八十一号昭和四十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）及び日程第四、議案第八十二号昭和四十一年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算の二議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま御上程の二議案について御説明申し上げます。

議案第八十一号昭和四十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）案は、今回平和町住宅の集団移転をはかるため歳入歳出予算に六千二百十二萬円の追加補正を行なうものでありまして、この補正を加え現計予算総額は四十五億三千四十八萬二千円と相なるのであります。

以下、概要の御説明を申し上げます。

平和町は、市有地八千八百五十一・五七平方メートル（二千六百七十七・五九坪）の区域に昭和二十二年度に建設されました公営住宅の五十二戸、市有地の賃貸をうけて住宅を建設しているもの五戸、地区集会所一戸、その他九戸計六十七戸が所在しております。

このうち公営住宅部分は、去る昭和二十九年三月居住者に対し建物の譲渡処分をしたのでありますが、その際土地については別に市有財産賃貸契約を結び昭和三十八年四月まで善良に契約を履行した場合においては、貸し付け期間満了後売渡しをするものとしておりました。

しかるに、その後市発展の情勢から平和町は緑地帯として地区住民の方々を公害から分離することがより適当と考え、集団移転について地元住民の御協力をお願いしてまいった次第でございます。

移転についての話し合いには幾多の経緯がございましたが、種々折衝を重ねました結果、土地につきましては一平方メートル当たり千八百十九円（坪六千円）（建物につきましては一平方メートル当たり千五百十五円（坪五千円）一部一平方メートル当たり千二百十二円（坪四千円））、その他動産移転補償金、自己資金により新築移転される方には住宅建設協力費等を加え移転補償の額は一戸当たり平均五十三万円とし、また同居者の入居問題等は市におきましても移転先のごあっせんを申し上げるということで大半の御同意を得ましたので、このたび集団移転につきまして都市計画による住宅地区改良法の適用をうけ、日永地区登城山に用地三千七百九十六・九四平方メートル（千四百四十八・五六坪）を購入いたしました。本年度二十四戸収容の鉄筋コンクリート四階建の第二種公営住宅一棟とさらに明年度一棟を建設して、入居先の確保を期するものでございます。

この移転に要します本年度事業費は、改良住宅建設用地取得造成費千二百四十八万五千円、住宅建設工事費二千九百十五万円、不良住宅買収除却費四百三十三万六千円、移転に伴います補償費千五百五十二万八千円および事務費等、総額六千二百二十二万円であります。

なお、財源といたしましては、本事業に対する国庫補助金および起債の増額見込み分ならびに前年度繰り越し金をもって充ちたのであります。

次に、議案第八十二号は、昭和四十一年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算案でありまして、資本的収入及び同支出千八百万円の補正をお願いするものであります。

そのおもなものといたしましては、現在第二病棟側にあります靈解剖室棟部分を増改築して、給食配膳室、患者食堂、食器洗滌室等を設置し、建築中の新病棟と旧病棟を含めて全体的に運営し、給食業務の円滑化をはかるための工事と、それに伴う靈解剖室棟の新築工事を、第三病棟完成の時期に合わせて実施いたしたいと存じ所要の経費をお願いしたものであります。

なお、収入は繰り越し利益剰余金処分額、建設改良積立金等で補てんいたすものであります。

以上二議案については、いずれも取り急ぎ事業を実施いたしたく予算の補正をお願い申し上げます。

よろしく御審議のうえ、御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島忠勝君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

伊藤君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 議案第八十一号につきまして、一点だけ御質問を申し上げたいと思います。

平和町の移転問題につきましては、非常に重要な事項でございます。多年にわたる理事者の懸命な御努力によりまして、この点まで到達いたしましたことを非常に喜ぶものであります。改良住宅が登城山に決定されたのでござい

ますが、登城山に決定されたことについて、一応お伺いを申し上げたいと思います。

すなわち、三浜小学校内に、薬剤師会によるとの南部の十二カ所におきまして公害の程度、いわゆる大気汚染の程度を調査しておっていただくことは、御案内のとおりであります。その薬剤師会による大気汚染研究の結果、四月、五月、六月にわたる三カ月のデータが示されました。それによりますと、四月、五月につきましては、第一番、大気汚染の程度の高いものは、中部西小であり、二番目は中瀬古町地内、これは、日永のほうでございます。第三番、納屋、第四番が三浜小という順序でございます。六月と申しましても、正確には五月の十七日から六月の十日までの分につきましては、一番、大気汚染の程度の高いのが、当市役所。二番目が中部西小、三番目が日永、中瀬古町と発表されております。したがって、この登城山もほとんどその筋にあるのですが、この点についてはどういような見解をお持ちであるのか、この点について承っておきたいと思えます。これが、一つ。

次には、ただいまいただきました平和町移転除去計画の中に、種別、今営住宅、一番上が仮設住宅、次が、公営住宅と書かれてありますが、ただいま市長の御説明にもありましたように、昭和二十九年十三号台風の直後、あそこが台風で荒れはてまして、市の弱い力ではあれの復旧ができなかったもので、あそこに入居していらっしやうた引き揚げ者の方々に相当市が働きかけ、地元も働きかけてあれを年賦償還で買っていたのでございます。それでもただいま公営住宅というのかどうか。

その二点についてお伺い申します。

○議長（中島忠勝君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 登城山の大气汚染の点について、お答えを申し上げます。

六月は、当市といたしましては最も公害風が吹く季節でございますが、その結果では市役所が一番高いというお話でございます。しかしながら、これも四日市の発生源という考え方から見ましたならば、発生源対策というものもかなり強力に推し進められていることは事実でございます。おそらく石原産業の例の酸化チタンにいたしまして、来年の三月までには、私は、完全に酸化チタンに関する限りは解消するのではないかと確信いたしております。第一号の設置がたいへん成功いたしましたので、引き続きまして四十二年三月までにこれを完成するというお話でございますので、この点についても、スモッグという点についてはたいへんよくなるのではないかと。

また、その他亜硫酸ガス等につきましても、磯津あるいはその他の、従来の汚染度の非常に高かったところも三分の一ぐらいの濃度になっておるということも事実でございますので、私は、登城山につきましても、拡散という点では地域は広くなるかもしれませんが、人体に影響のあると、強い影響があるという汚染ではないということを、確信しておる次第でございます。

なお、公営住宅につきましては、谷沢公室長からお答えを申し上げます。

○議長（中島忠勝君） 谷沢公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 御質問の第二点、現在でも公営住宅というか、という御質問にお答えいたします。

一応、市長の御説明は、昭和二十二年度以来の経緯を簡単に御説明する意味におきましてその種別を明記した次第でございます。なお、今後の移転その他につきましても、いろいろそのケースに合わせた処置を考えまして、御説明に便利な意味で書いたわけでございまして、お手元資料は、すべて旧という御解釈をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願います。



○議長（中島忠勝君） 伊藤君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 ただいま市長、公室長から御回答をいただいたのですが、第一番にお尋ねいたしました大気汚染の点でございますが、塩浜の小学校辺でも九番目というのに、日永の登城山付近が二番ないし三番というのでございまして、企業の非常な御努力による拡散というものが、非常に効果があらわれておることは顕著でございます。そういう点も十分に御勘案願って、今後、登城山にできます改良住宅が再びそういうような危険に見舞われないように十分の御配慮を賜りたいというのが、私の念願でございます。長年の間の懸案でありますので、喜ぶと同時に、最近のデータにつきましていささか危惧の念はなきにしもあらずと考えられておるのでございます。

次に、二番目の公営住宅なる文句は、ただいま公室長のお話によると、「旧」という字をつけておくと、そう言われましたが、それでけっこうなんです。ところが、ここに一つ問題がある。あの平和町に住んでいらっしゃる方々は、長年、大陸方面に非常な苦勞をなさって、いわゆる国力発展の第一線に殉じようと思つて海外に雄飛された方々であり、あそこにおいでになつてもすごい困苦な生活をされてようやく自分の家をとつた。自分の家に住むその喜びをしみじみと感じていらっしゃる方であるんです。ところが、いまなおもつて公営住宅なる文句を使われたのは、あの方々が非常に残念に思つてみえるのは、無理ならぬことだと私は考えます。そういう点にもこまかい御配慮をわずらわしいと思ひます。

なお、すでに、昭和二十九年と記憶しておりますが、その入つておる人に家を買わして、その土地は国の命ずるところ、払い下げられてから十一年持っていなければならなかつたのであるから、十年経つたらあなた方に払い下げるという確約を一人一人なさつていらっしゃるのであります。したがひまして、あそこの方々は、相励ましあつて十年

間、払い下げていただくであろうと思う金額の積み立てをしてみえた。ところが、状況が異なるとはいへ、あそこを立ちのくようになられたのであります。

で、そこで、私が望むのは、今後こういうようなことが、市民とかたい約束をされ、前々の市長でありましたも約束されたことは必ず実施してもらいたい、実行してもらいたいということであります。なぜあれを、一たん約束どおりその者に払い下げて、さらにそれを買ひ上げて移転をしていただくようになれぬだったのか、その当時、ずいぶん申し入れをいたしました、そのつど係の方々がかわられるもので、いつもかも御破算御破算で今日に至つた次第でございます。そういうような点も今後の問題としてお願いをいたしておきたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長（中島忠勝君） ほかに御質疑ありませんか。（「手上げとるのやぞ」と呼ぶ者あり）

前川君。（「おとなしいでわからぬのやろ」「小さいでわからぬ」と呼ぶ者あり。笑声）

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 三点、質問いたします。

まず第一は、先ほどの伊藤議員の質問に対する市長の答えの中で、たいへん気にかかることがあるので確かめておきたいということ。それは、登城山は被害がないということを確認をしておることですが、この市長の確信はですね、どういう根拠に基づいた確信なのか、それを具体的に示してもらいたい。それが、第一点。

それから、第二点は、議案説明の中にありますあと地の利用について、緑地帯と書いてありますが、緑地帯でもいろいろ内容があると思ひます。もう少し具体的に示していただきたい。

それから、第三点は、この所要経費六千二百万円の内容でございますが、三分の一が国庫補助、しかし、起債があ

るといふものの、あとは全部市費でみると、このような提案になっていると思うのですが、これらについて、財源を他に求める方法があるのかないのか。また、その意思があるのかどうか、この点を確かめておきたいと思ひます。以上。

○議長（中島忠勝君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 登城山の安全度の件でございますが、それほど断言するだけの確信があるのかというお話でございますが、あの辺には南中学あるいは日永小学校等もございますが、そういう地帯はかなり距離も離れておると。従来からも日永……（「煙突高うなつたぞ」と呼ぶ者あり）泊山等の地域においては、SO<sub>2</sub>の濃度においても、人体に影響のあるようなことはないということをお願い申し上げます。（「根拠あらへん」と呼ぶ者あり）

あと地の利用につきましては、（傍聴席で発言する者あり）これを緑地として……。

○議長（中島忠勝君） 傍聴者の発言はやめてください。

○市長（九鬼喜久男君） 利用いたしたいと考えております。

平和町移転に伴うところの登城山住宅、いや平和町の所要経費につきましては、三分の二が国庫負担でございますが、実質七割程度が国庫補助になっておりまして、残るところが市費でございます。（前川辰男君「ぼくの質問に答えとらぬ」と呼ぶ）

○議長（中島忠勝君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 こんなどころで二度も三度も質問を繰り返さなきゃならぬということは、実際、残念に思ふのです。

もう少しすまじめに答えてもらいたい。

まず第一点の登城山の被害について、市長は全く自分の感覚でものを言っておるのではないかと思う。少なくとも二十万の市民の生命をあずかっておる市長であれば、いまどういふ問題が四日市に起こっているかということが、わからないはずはないわけなんだ。すまじめすぎる。科学的根拠に基づいてないものならよろしい。しかし、単にあの辺に南中学があるからとかあるいは人が住んでいるから、そういうばかなことでものを言ってもらっては困ります。市民がこれを直接聞いたら、どう考えますか。もう少し勉強をしてものを言ってもらいたい。もし市長が即答できないのなら、ちゃんとそれぞれ所管があるわけですから、所管の部長からでもけっこうです、はっきりと確信を持ったという、これは確かに議事録に載っているわけですから、確信という裏づけをつくらせていただく必要があると思ひます。

少なくともです、最近の状況を見りゃ、これはだれでもわかつておることなんです。企業の内容は日進月歩の勢いで進んでおります。したがって、四日市の敷地こそふえないけれども、その企業の内容というものは、どんどん変化をきたしておる。だからこそ煙突を高くしなければならぬという現実、企業は非常に正直だと思ふのです。被害を出すからこそ高い金をかけて煙突を上げておる。このことは、内容がふえておるといふ事実やないですか。それに対してもっと真剣に取り組んでもらって答えを出さなければ、こんなことで市会に発表してもらっては、議員としても審議のしようがないじゃないか。もう一度答え直していただきたい。

それから、緑地帯の問題も、これも具体的に答えが出ておらないと思ひます。たとえば、あそこは木を密生させるのか。あるいは小公園的なものにするのか。あるいは、それにはどの程度の予算なりあるいは国の援助を得るのか、県の協力を得るのか、こういう見込み。見込みでけっこうです。見込みってやつははずれることがあるかもしれませ

んから、ここで言ったことが必ずしも百パーセントできなくともこれはやむを得ないけれども、しかし、市としてはこういう方法でやるのだという具体的なものを出すべきじゃないですか。

それから、六千二百万円については、私はちょっと含みのある質問をしたわけです。といいますのは、これも説明しなければならぬということは、情けないと思う。国庫補助三分の二といいますが、実質的には二千二百万ですから大体三分の一のはずです。そうすると、そのあとに三千二百万円の起債があったとしても、これは、やはり市の借金ですから、したがって、あとから市民の税金によって支払っていかなければならぬ。だから、言いかえれば、実質上は三分の二が市民の税金からこの問題を解決していく、こういうことになると思うんです。ところがですね、この土地がなぜこのように移転をしなければならぬかということをよく考えてもらいたい。もしも企業がまじめに操業をしておいて亜硫酸ガスを出さないとすれば、あそこは提防が完全に修復されたわけです。再び水害もないしまだまだ住宅地として住まえるところです。ところが、不幸にして今日のような状況になっておる。したがって、この原因は企業にあるはずですよ。それを一般の市民の税金からこのような措置を無理して、しぼってこへ支出することは、平和町に限らず雨池町の問題、あるいは塩浜地区全体の問題が当面の大きな問題としてふりかかっている現状の中で、こういう形で市費の支出ができるでしょうか。平和町はやりました。しかし、あとはもう金がないからやりません、こういうことでは人間の命が守れないわけです。したがって、二十二万市民というものの代表者として、その点をもっとしっかりと企業の責任においてこれくらい金は出させるという考え方があってもしかるべきじゃないかと思う。まあいろいろ予算の関係もありますので、手続き上、それが時期はかわってもやむを得ないと思いますけれども、その辺のところの覚悟を聞きたいというのが私の第三点の質問です。

○議長（中島忠勝君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 登壇山の安全度の件でございますが、私は何も不まじめにお答えを申し上げておるわけはございませんので、大体、泊山につらなるところの日永の丘陵部は四日市市の住宅地帯となっております、山崎町から四郷にかけては、だれが見ても四日市市の住宅地帯である。そこをわれわれは選んだ次第でございます。関係の者みなよりましてここに決定をいたした次第でございます。ともかく現在あるところの平和町がゼロメートル地帯であり、かつ市有地の道路等にも不法住宅、不法占拠等がございます事情にかんがみまして、少なくとも登城山という条件の土地は、私は好適な土地ではないかと断言する次第でございます。

あと地の利用につきましては、一応これを清掃いたしましたして、緑化するしないにつきましては、よく検討いたす次第でございます。

所要経費の三分の二が国庫負担になっておるといふ点につきまして御疑問がございますようでございますが、この点につきましては、谷沢公室長から詳細に説明をさせていただきますが、企業負担を将来の問題として考えるかどうかという点につきましては、われわれも企業負担の問題については無関心ではございません。この二十日ごろもう一度、千葉県のほうに出張いたしましたして、千葉の知事にもお目にかかっているいろいろな情勢を伺って考えてみたいと思っておりますので、企業負担につきましてはこれを考えておらないというわけではございませんので、将来の問題としてよく検討したいと思っております。

○議長（中島忠勝君） 谷沢公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 前川議員の御質問に対しまして市長に補足して御説明を申し上げます。

第一点の後方地の問題につきましては、一つは高花平等の位置も十分考慮したわけですが、地区住民の方々のお話し合いもありまして、できるだけ距離的な問題もあり、しかも、御指摘の公害の問題についても一応の調査をいたしました段階で、先ほど御指摘の日永、中瀬古といっても、この地点とさらに登城山のデータの問題もあると思いますが、こういう点、十分配慮の上で位置を選定させていただいたわけでございます。

次に、あと地の緑地問題につきましては、一応、防災緑地というか、こうで、この中にどういふような施設、緑地を入れるか、現在、具体的な検討をいたしておりますので、今後このあと地の処分、先ほど御指摘の財源等の問題もあり、十分、慎重に検討をいたしておりますので、いずれあらためておはかりを申し上げる次第でございます。

補助率につきましては、提出の資料の十一ページにもありますように一応、補助基本額の三分の二となっておりまして、御了承をいただきます。

○議長（中島忠勝君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 第一点の問題について、決してぼくは市長をいじめておるつもりはないのですよ。十分やっぱり地域の方々、住民の方々とそれから市の幹部、それぞれ相談を重ねた結果、出た結論だと思えますから、それはそれで尊重したいと思うんですが、どうも市長の発言を聞いておるといふと、何かどうも公害というものの内容をほんとうにとらえていないんじゃないかという心配が出てくるわけです。九鬼さんは非常に育ちがいいのであんまり一般市民の苦勞は知らない、これはぼくのひがみかもしれませんけれども、どうもそのような感じがしてしょうがない。やっぱりほんとうに苦しんでいる者のことを代表して、真剣に取り組んでいただきたいというのが、これがほんとうの市民の願いです。したがって、いまの確信とかあるいは絶対とかいうことは、少なくとも最高学府を出ておる市長ですか

ら、その辺のところ全体、何を意味するかということぐらいはわかっているはずですよ。だから、今後このような問題はたくさんあります。十分、気をつけて、発言だけでなしに内容を深めていただくように要望をしておきます。

それから、第二点、第三点につきましては、公室長の報告もありましたので一応、了解いたしますが、三分の一と三分の二の食い違いを言っておるつもりはございません。いわゆる補助の基本額と実際と違うということは、これはみなわかっておるのですから、その辺の食い違いは言っておりませんから、念のためつけ加えておきます。

○議長（中島忠勝君） 他に質疑はありませんか。（「なし」「ちよつ」と呼ぶ者あり）

錦君。

〔錦安吉君登壇〕

○錦安吉君 本案を見ますというと、理事者のすいぶん長年にわたる御苦勞の点も想像できますし、地元の市民の長年お困りになりまして、相当熱心な要望があったことも聞いておりますが、遂にここにこの提案が出るに至りました。私といたしましては、まことに喜ばしいことであり、また、関係の方々の御苦勞を多とするものでございます。

で、これに反対ではございませんけれども、理事者の説明におきましてややわかりにくい点があるように思うのでございまして、これは私のみでなく、議員諸公いずれもからお尋ねがあったことと思うんです。つまり、市長の説明は、ここにプリントがありますのでこれをお読みになったわけですが、プリントを見ますというと、まず第一に指摘できますのは、この地区の住宅の数がすでに遡ってきておる。市長の説明のときには、公営住宅五十二戸、市有地摘できますのは、この地区の住宅の数がすでに遡ってきておる。市長の説明のときには、公営住宅五十二戸、市有地の賃貸を受けて住宅を建設しているもの五戸、その他九戸ということになっております。集会所が一つ入るから六十七というふうに書いてございますが、集会所は住宅ではない。それを、集会所を住宅なみに人の住んでおるように扱って、平均五十何万円という数字を出されたならば、これは不合理なことでありまして、平和町移転除却計画、この一

枚刷りですが、この下の欄を見ましても、家屋購入三十八と書いてあります。仮設が七、公営が二十八、増築が二、集会所一で三十八でございますけれども、公営二十八は抹消してございまして、それは右側の土地補償のところに移っておりますけれども、その合計数は訂正しないで三十八と書いてある。これも資料としてはなはずさんなものであると、私は思うのでございます。

さらに、御説明によりますと、本年度二十四戸収容の鉄筋コンクリート四階建て第二種公営住宅を一棟建てる。さらに、明年度一棟を建設して入居先の確保を期する、こういうことでございますが、本年度、四階建ての第二種一戸、これによって収容するのは、この上記計画の中に四十一年度の工事として四十二戸と書いてあります。ところが、この説明では、二十四戸、そのために一棟建てる。来年さらに一棟を建設するとありますが、来年は何名収容する建物を建設するのであるか。来年度はさらに経費はどれだけのものか。この移転に要します本年度事業費は、改良住宅云々千二百四十八万五千円、住宅建設工事費二千九百十五万、不良住宅買収除去費四百三十三万六千円、移転に伴います補償費千五百二十二万八千円、事務費等総額が六千二百二十二万円であります。ということでございますが、本年度の事業費はこれでよくわかりますが、さらに、来年度はいかなる構想によって、また、経費等の見込みもどれくらいか。これを完全に移転を完了するについては、総額どれだけの経費を必要とするのであって、この事業のために必要な額はやむを得ないということも、これは当然、出てくる問題であり、今年度の事業費を審議するに当たりましては、さらに継続の来年度はどういう計画でどのようなふうにお進みになるのかということも、当然、私どもはお尋ねしなければなりません。その説明がないようでございます。

さらに、この計画を見てまいりますと、四十一年度、四十二年度、それから合計と表が出ております。それで交渉中というのがございます。とすれば、六十六戸、それに集会所一という対象戸数に対して、まだ話のついていないところがあるのかなのか。全戸、了解に到達したのであるか、さっぱりわからぬ。また、不服があって市の要望するところの線と、平和町に居住する市民との意見が一致しない分がどうもありそうに思うが、それらの点についての御説明がない。交渉がまとまった分だけとりあえず移転をするということであれば、もう少し御努力を願わなければならぬ。御努力が足らぬのじゃないか。非常に御苦勞なすってむずかしいことでございますけれども、どうもそこらの点がはっきり御説明がないわけです。

なお、この凶面を見ますと、黄色に色が塗ってございしますが、そのさらに東のほうに五、六戸か十戸くらい除外されたような地域があって、どれからどれまでの区域で六十七戸になるのか。余すところなくあすこと移転していただくというのじやなしに一部残して移転をさせるのかどうか。残したなればまことに残念でございまして、画龍点睛を欠くきらいがあるのでございます。さらに、それらに努力をしてもらわなければならぬわけでございまして、私ども本案を審議するに当たりましては、この点は重大な問題だと思っております。ということは、これは、市長はこの趣旨なりあるいは概略について御説明をなさり、また、それでいいのであるけれども、細部の点についての事務当局の配慮というか努力というものが抜けておるんじゃないか。市長は、ここに書いてあるように読むだけではありません。その点は、どうか。

また、この平和町の六十七戸全体にこういう移転を行なうことができるのか。あるいは、そのうち一戸なり二戸なり三戸なりがまだ十分話し合いがついておらぬのかということも、先ほど申しましたように御説明をいただけません。私は、それら一部、漏れる部分があっても、これは本年度事業として施工することには賛成であります。そういう人があるからやめておけというのじゃないが、そういうところにもう少し御説明がないところを見ますと、何だか私どもとしては満足がいかないというところがあるのでございます。大ざっぱな考え方でこういうことを提案してもら

つては困る。そういう点を御説明いただきました上で、本案に対して議員としてのさらにこれに対する賛成、不賛成の意見は、そのちにあるべきものと、こう思う次第でございます。

一応の御説明をお願いいたします。

○議長（中島忠勝君） 公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） ただいま錦議員からきびしい御指摘を受け、まことに申しわけありません。資料的に非常に御説明が足りない点を深くおあやまりいたします。

まず、われわれ本議案を御上程申し上げましたのは、現在までいろいろ折衝を重ね、大半の御同意を得たというところをお願いを申し上げておるわけでございます。この点については、御同意を得た方々が、早急に御同意を得た者から移してくれという強い御要請もあり、われわれはできることなら一括方式を進めてまいったわけですが、この際、皆さんの御協力とそういう強い御要請もありますので、こういう分離的な移動を御提案申し上げた次第でございます。御了承を賜りたいと思えます。現在では大体六十七戸の戸数に對しまして五十六戸の御同意を得ておるわけでありまして、すでに八三・五％に至っておりますので、大半と考えまして議案をお願い申し上げた次第でありまして、爾後、まだ残っておる問題につきましては、鋭意、折衝を重ね、皆さん方の御協力を得て、四十一年、四十二年の二年で円満に解決をしまいたいと考えております。

公営住宅につきましても、さしあたり四十一年度は二十四戸の一棟をお願いし、四十二年にさらに二十四戸の一棟をお願いしようというものでございます。大体お手元の資料にもございますように、総戸数は、合計の戸数欄にありますように六十七戸でございます。そこにはいろいろ同居されておる方もありますし、すでに移られた家にいる

いる貸し与えられている方もあります。したがって、この除去に對しては、戸数と世帯とを処置しなければいけないというところで、戸数を六十七、世帯数を八十六といたしまして、本年は四十二戸の住宅を除却し移転をお願いしよう。この中には、自力で移りになる方が二十七戸、改良住宅のほうへお入りになる方が、大体いまのところ二十五人ですが、これは、改良住宅が二十四戸ですから、一戸余るんじゃないかという御質問もあるかと思いますが、これは不法の方々の交渉中等が若干まだ問題がありますので、一応、二十四戸に入るものと考え、説明をさしていただいております。わけでございます。

四十二年につきましては、残りの二十五戸、同居の五人の方々の移動を考えまして、これについては、提案説明で申し上げましたように、土地について六千円、建物については五千円ないし四千円、そうして、建物移転のための三万円の助成を考えていく。さらに、自力で移られる方には金融公庫の頭金に相当するような御援助を申し上げて、ひとつ御協力を申し上げていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお、予算の説明の中で、除却費の四十二と、問題は移転の四十三であります。国の補助は、非住家の集会所にはございませんので、一応、集会所はありますが、これは非住家の対象にならないという考え方をしております。

それから、家屋購入につきましても、すでに自分で積極的にお移りになった方等もありません。そういうような問題もあり、あるいは自力で除却をされたような方々もありません。数字的な相違をきたしておりますが、十分現地を調査し、間違いない処置をいたしておりますので、御了承を賜りたいと思えます。

○議長（中島忠勝君） 錦君。

〔錦安吉君登壇〕

○錦安吉君 お尋ねをいたしかけたものですから、ついでにもう少し――。

ただいまの御説明で、まだ交渉中で話のまとまっていなところごく少数だけれどもあるということ、これはよくわかります。これらの方に対しましては、ひとつ熱意と誠意を披瀝して、円満な妥結をいただきますように要望をいたす次第でございます。

ところが、世の中にはどうもゴネ得ということをちょいちょい聞くのでございますが、先に承諾をして移転をしたりあるいは改良住宅に入った正直な人が損をしておる。あとへ残ってがんばった人が得をするというようなことのないように、これはお願いをいたしたい。

それじゃ、そういう場合にどうするかというお考え、御決意があるか。また、方法があるかないかというようにこともひとつよく考えてやっていただきたい。当然こういうことを説明すべきにかかわらず、私が質問をして初めて答弁をされる。そういう点は、最近、市長が新しく来られて、議員諸公も私自身においてもそうあまりこまかいこと根掘り葉掘り言わないで、大綱的にけっこうなことは賛成していくというような状態でまいておるがために、事務局の方々がいろいろの立案とか施策において、あまり大まかにどうか、安易にやりすぎるのではないか。こういう点はひとつ、どうもそういうきらいがあるやに思うので、よく御留意をいただきたい。

それから、戸数のことに戻りますけれども、五十二戸と五戸と九戸で計六十六戸が住宅、住家になっておると思うんですけれども、先ほど説明書に集会所は非住家にして計算しておるとありますから、それを入れて六十七戸ですが、いろいろの補償費、移転の補償費、土地の補償とか住宅建設の協力とかいうものに集会所というものをどのように扱われておるのか。これは、その平和町全体の集会所ですが、非住家という扱いだけではないか。幾分は分散すからぬ。町の集会所でございますから、私といたしましては、これは今度、移転先が分散していく。幾分は分散するであろうけれども、従来の平和町全体の財産として、また、町有のそういう集会所の一つの公的の場所としてつく

ておられるのでありますからして、これに対しては、市は特別に何らかの考慮を払ってあげるのが当然じゃないか。新しく集会所をつくる場合には、市が補助までしておるような例があるのでありますからして、これらはどのような配慮をもってこれに対処されるかどうかということ、ひとつ最後にお尋ねをいたしたい。

なお、本年度の事業費は云々でございますが、来年度はどうかという私の質問に対してお答えがなかったわけでございしますが、概算でもいいが、見込みの程度を出ないと思うのですけれども、一応そういう考え方もこの際に承っておきたい。

それから、これは、私そう強く言うのではありませんけれども、平和町の移転をさせていただいたならば、そのあとを緑地帯にして地区住民と隔離するということをおっしゃってみますが、この平和町の南東側は堤防であります。そして、川巾が相当広いところでございます。地区住民はもう住んでおらない。ここには。河原と堤防でございなくても、口ぐせになつるものだからして、集団移転について、地区の住民と隔離することをおっしゃっているけれども、いつの場合でもそういうことではなからう。ことにこの場合はそういうものでない。しかし、緑地帯としてここを潤いのある地域にするということもよくわかりますが、ただむやみに緑地帯をつくれれば、緑地帯緑地帯という緑地帯にあまりする必要のないようなところまで、また何の効果もないようなところまでわざわざ緑地帯にする必要もないんじゃないか。ここを緑地帯としていかなる効果があるか、効用があるか。平和町の方々に移転していただくことは、これは緊急的に必要なことでございますが、そのあと緑地帯にする必要はたしてありやいなや。また、地区住民と隔離ということはあてはまらぬように思うが、これらは理屈のようなふうにあたるかもわかりませんが、一応そんな感じがいたしますので、ここを有効に利用していただくことに、ひとつさらにさらに御研究をお願いいたします。

それから、もう一つお尋ねに答えていただかなかつたのですが、磯津へ行く磯津橋のところでありますが、図面を見ますと、また、実際においても、ここに人家がまだ数戸あるように思っています。これらはいかなる措置をされるのか。どういふ計画になり、またどのようないきさつになっておるかということ、これは最初の質問でございますので、もう一つお答えをいただきたい。

あちこち申し上げたのでわかりにくいと思いますが、私がお尋ねいたしますのは、集会所はどういうふうに扱われるかということが、第一点。さらに、来年度の事業計画は、予算的に見てどういふ予想になるか、が第二点。それから、この磯津橋のところの残っておる住宅、住民、これはいかにさるか。もうひとつこまかく言うと、西の端にも図面で見ると一軒か二軒残っておりますが、この両端の残存住宅、住民はいかにさるか、という三点を、もう一度、御説明をお願いしたい、このように思います。

○議長（中島忠勝君） 谷沢公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） 再度の御質問並びに御答弁を忘れまして、申しわけございません。

まず、お手元に配付いたしました色を塗りました部分が、今回、御上程を申し上げた平和町でございます。その東と西の地域にある地域、これは、大蔵省の財産でございます。大体、平和町を含めてこの地区が約一万三千五百十三・二〇平方米、約四千坪ばかりでございます。今度、対象になりますのは、平和町の二千六百七十七・五九坪と、残り地は、大蔵省用地が七百三十九・二八坪、建設省の堤塘敷が四百六十三・六六坪、それから、大蔵省から鹿島建設が借用しているのが約二百七・二八坪あるわけでございまして、この点につきましては、大蔵省並びに所管の建設省とも十分話をいたしておるとともに、大蔵省の土地につきましては、平和町周辺の緑地指定並びに大蔵省の財産の貸

し付け、あるいは道路としての無償譲渡ということで申請を行っております。したがって、こういうものと相一体となつてこの地区の整理をしていきたいと、こういう考え方でございます。

集会所のお尋ねでございますが、集会所は、昭和三十年の十月二十日に地区の皆さん方から建坪十八坪、土地四十一・六三坪の借用ができてから、市といたしましては土地の四十一・六三坪の借用を無償で行なつてきておるわけでございます。したがって、今度の場合は、土地は、われわれは一般の方々とは別個に考えております。ですが、建物の除却は当然、行なわれるわけでございますので、この点は考慮いたしております。

また、現実には、建物については個人がお入りの向きもありますが、本来の目的というか、こちらにお話を進め、円満に解決をはかってまいりたいと考えております。

次に、来年度の予算につきましては、おおむね二十四戸一棟が国の補助を得て建設をされ、さらに、残つた方々の建物購入、除却移転補償というものを考えまして、概算ではございますが、約三千万円程度と予想しております。

以上でございます。

○議長（中島忠勝君） 他に御質問もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となつております二議案については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思つています。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第八十一号及び議案第八十二号の二議案を一括して採決いたします。

これら二件を原案のとおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十一号昭和四十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）及び議案第八十二号昭和四十一年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算の二議案は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午後三時十二分休憩

午後三時二十四分再開

○議長（中島忠勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第五 議案第八十三号職員団体の登録に関する条例の制定について、及び

日程第六、議案第八十四号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について

○議長（中島忠勝君） 次に、日程第五、議案第八十三号職員団体の登録に関する条例の制定について、及び日程第六、議案第八十四号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定についての二議案を一括、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま、御上程の議案について御説明申し上げます。

議案第八十三号は、ILO八十七号条約の批准に伴い地方公務員法の一部が改正され、職員団体の登録制度についても全般的に手直しが行なわれましたので、改正後の同法第五十三条の規定に基づき、本市においても従来条例を廃止して、新しく登録に関する条例を制定しようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、人事委員会を置かない地方公共団体における登録機関を、地方公共団体の長から公平委員会に改めたこと。職員団体の登録事項を一そう明らかにしたこと。登録の効力の停止が新設されたことに伴い、その手続き規定を設けたこと等であります。

次に、議案第八十四号は、地方公務員法の改正に伴い、改正後の同法第五十五条の二第六項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のために業務を行ない、または活動することができる場合について定めようとするものであります。

よろしく御審議のうえ、御決議を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（中島忠勝君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

訓翔君。

〔訓翔也男君登壇〕

○訓翔也男君 議案第八十四号について、特に第二条の問題でございますが、職員団体と理事者との間にはいまだ一回も紛争が起きたことがないわけです。にもかかわらずこのような制限を設けるということについては、かえって紛争を起こすのではないかと。どうしてもつくるといふのなら、第三項に、特に市長の認めた場合、といった項目を入れることのほうが適切ではないかと。ほとんどの法律、制度には、最後に、市長に特に認めた場合、といったことが入

るのが通例であるわけであります。こういったことについて、職員団体との間で意見の不一致があったか。不一致がなかったとするならば、どういふふうな経過で了解に至ったか、その点について御答弁をいただきたい。

若干、事務的な内容のことですから、公室長でよろしい。

○議長（中島忠勝君） 岩野助役。

〔助役「岩野見齋君」登壇〕

○助役（岩野見齋君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まことにごもつともな御質問でございます。この点につきましては、組合と市長との話し合いの間には問題になったのですが、訓覇議員の言われますように第三項というものを入れた場合には、一項、二項の意味がなくなるといふような意味合いもあり、また、そのほか、絶対にいけないというものはこちらも考えておられない。いろいろ話し合いをいたしました結果、これは削除すると。ただ、理事者と組合との間に成立した従来のよい慣行については、十分尊重していく、そういった話し合いのもとに了解が成立したわけでございまして、私たちといたしましては、従来、円滑に進んでおる事柄につきまして、特にこれによって新しい紛争を起こすというようなことは考えておりませんし、また、組合のほうもこれを了とした次第でございますから、御了承願います。

○議長（中島忠勝君） 他に御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

他に御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております二議案については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第八十三号及び議案第八十四号の二議案を一括して採決いたします。

これら二議案を、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十三号職員団体の登録に関する条例の制定について、及び議案第八十四号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定についての二議案は、原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第八十五号市道路線の一部廃止について

○議長（中島忠勝君） 日程第七、議案第八十五号市道路線の一部廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま、御上程の議案について御説明申し上げます。

議案第八十五号は、河原田・大治田地区内に所在する市道のうち、このたび倉レ油化株式会社四日市工場の工場用地造成のために、その敷地内に介在する市道の一部について、その用途を廃止しようとするものであります。

なお、廃止部分については、お手元の参考図に示すとおりであります。

よろしく御審議のうえ、御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中島忠勝君） 御質疑がありましたら、御発言願います。  
宮崎君。

〔宮崎春吉君登壇〕

○宮崎春吉君 ただいま御提案になりました市道の廃止問題でございますが、ちょっと「川尻町地内」と書いてありますが、実は、河原田地区の大治田町でございますが、そこで、文面どおりの倉レ油化の設立に伴う埋め立て問題が始まりました、市道の廃止ということ存じておりますが、ちょうど廃止される市道は、現在、提案されている市道は、大治田町並びに川尻町の小学校並びに保育園の園児が通学する通学路になっておるわけなのでございます。それが、今度、埋め立てが始まりますと同時に、あるいはその通行に差しつかえが出るおそれが十分にございますので、現在、残ると思われるただ一本の通学道路としての道路の整備を早急にやっていただきたい。

これは、個所をはっきり申し上げれば、大治田町から南に、二十三号線の東側の道路ですね、これを大治田町から南側、内部川の左岸までこの整備を行なっていただきたい。

そのほか、いろいろ倉レ油化に対する土地譲渡の問題について、道路整備とか何とかの条件がついておりますが、いろいろの条件を尊重していただきたい。これだけを要望申し上げましてお願いする次第でございます。

○議長（中島忠勝君） 他に御質疑ありませんか。  
他に御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております議案第八十五号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案の採決をいたします。

本件を原案のとおり可決いたしましたので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、議案第八十五号市道路線の一部廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第八 発議第六号四日市市農業委員会委員推薦について

○議長（中島忠勝君） 次に、日程第八、発議第六号四日市市農業委員会委員推薦について、を議題といたします。

本件は、須藤総太郎君、山中忠一君、前川宗雄君の一人に關する案件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定に基づき、須藤総太郎君、山中忠一君、前川宗雄君の退席を求めます。

〔須藤総太郎君、山中忠一君、前川宗雄君退席〕

○議長（中島忠勝君） 本件は、農業委員会等に関する法律第十五条の規定により、農業委員の任期が来たる七月十九日をもって満了いたします。同法第十二条第二項の規定により委員五人を推薦しようとするものであります。

おはかりいたします。本件につきましては、須藤総太郎君、山中忠一君、前川宗雄君、伊達実君、三輪勇四郎君の五人を推薦いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。

よって、須藤総太郎君、山中忠一君、前川宗雄君、伊達実君、三輪勇四郎君の五人を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後三時四十分休憩

○議長（中島忠勝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間を議事の都合により午後七時までこれを延長いたします。

午後五時五十分再開

日程追加 発議第七号公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書提出について

○議長（中島忠勝君） おはかりいたします。

ただいま鈴木愛次君ほか八人から、公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島忠勝君） 御異議なしと認めます。よって、この際、発議第七号公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書提出について、を日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

発議第七号公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書提出について、を議題といたします。印刷がおりておりますので、後日でき次第お手元に届けます。

書記に朗読させます。

〔議事係長（小坂靖君）朗読〕

○議長（中島忠勝君） 提案者の説明を求めます。

鈴木君。

〔鈴木愛次君登壇〕

○鈴木愛次君 提案者を代表いたしましたして、説明を申し上げます。

亜硫酸ガスによる本市の公害問題は、今日、政府初め全国民の関心事にまで至っておりますことは、申すまでもないところでございます。私ども市議会は、政府に対し、公害対策の促進について再三、議決、要望を続けてまいっております。去る十日には、公害患者の自殺という不幸な事件が起こり、全国に話題をもたらした現状であります。よって、この際、公害問題の早期解決をさらに一段と促進すべく、次の事柄を関係方面に要請いたしましたのであります。

すなわち、発生源における公害防除について、必要な法規の早期制定、改正等について。

次に、公害関係認定患者に対する医療費並びに生活保障についての国、県の緊急措置について。

次に、医療設備の充実及び避難所の設置に対する助成についての三項目について、緊急に適切な措置が講ぜられるよう、意見書をそれぞれの機関に提出いたしました。提案をいたしました次第でございます。

なお、本件については、市長におかれては特に関係企業に対し強く要請されるよう要望するものでございます。

何とぞよろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中島忠勝君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　とうとうわれわれが心配しておりました事態が四日市に到来したのでございます。しかし、市長の日ごろの言明や過日の公害対策委員会におきます市長の考えを聞いておきますと、本日われわれが国や県に対して意見書を提出いたしましたも、たとえば、公害認定患者の生活保障の問題につきましても、国や県の補助がなければ市としては実施しないのかどうかという点など、ぜひこの際、市長が市として実施するかどうかというその点について確かめておきたいと思えます。

今回の事件は、おそらく公害によって直接、生命を失うという例はありましても、公害でじりじり自分の命が縮められて、しかも、経済的にも生活が困るといった状態のもとに、みずから自分の命を断つという例は、いまだ聞いたことがございません。このような事態になりましたも、なおかつ市長は、埋め立てをして新たに企業を誘致しようともまだ言っておられません。このような事態を、四日市市民はもとより全国の人たちが、ここで四日市市がどういう態度をきめるか、四日市市長がどういう市政を行なうかということをかたずをのんで見守っているときであると思えます。少なくとも、過日の公害対策委員会のときまでは、まだ市長の態度は、切実な市民の要望に十分こたえるような答弁ではございませんでした。木平さんの死は、不可抗力ではなくて、われわれが何とかすれば何とかなる問題であったと思うわけでございます。それがゆえに、これは政治的な殺人である、われわれも深く力の及ばなかったことを反省する次第でございます。

少なくとも、公害問題につきましては、去る三十九年の四月、塩浜の古川さんがなくなられたときも、原因が明らかにになっていないのではないかと。公害だと騒ぐことは社会不安を招くから慎重にせよ、などというようなお声があり

まして、この対策がおくれたのであります。今度の場合にも、高血圧症その他いろいろ原因が云々せられまして、明らかに肺気腫という公害患者の認定があったにもかかわらず、急いで公害に対する万全の策を講ずることがまだまぬるく、市長の態度も明確ではありません。いま公害に悩んでいる方のある例を申し上げますと、すでに鈴鹿の病院に移転をするという、入院をするという決意をして、寝具も送り届けた方があります。それにもかかわらず鈴鹿病院へ行っていないということは、（「約束が違う、質疑か」と呼ぶ者あり）いままでの市長の態度が適切でなくて、公式の席上で、たとえば生活保障についての言明も、生活保障だけでよいという言明であったからであります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中島忠勝君）　訓覇議員、適当に……。

○訓覇也男君　はい、はい、やめます。つまり、生活保障をすることがどうかという点について、これは、いまの法律では、国や県がやらなくても四日市独自の政策でやり得るのでございます。民生委員法やあるいは社会福祉事業法を見ればできることになっておりますし、また、いま法外援護という制度で現実に三十万組んでいるわけです。そういった制度を活用すれば、金がなくて入院もできないといった人たちが、あるいは生活保障に転落する人たちが助かるのであります。そういった事例とそういった根拠があるのでありますが、市長は、直ちに生活保障の問題について取り組まれるかどうかということをはっきりお伺いいたしたい。

この間も、発生源対策については、一番安上がりであるからそのことをやると言われましたが、（「議長、議事運営について」「発言させよ」「発言中や」「議長」「継続継続」「言うとするやないか、議事進行について」と）その他発言する者多し）

簡単に言います。（「簡単で何や」「違うぞ」と呼ぶ者あり）ここで市長の……（「議長、議長」「議長」と呼ぶ

者あり)明確な言明を得ないと、(「約束が違うよ」と呼ぶ者あり)われわれとしては市民の要望にこたえることができないので、次の重大な決意をしたいと思いますと思うからでございます。(「議長、整理せい」と呼ぶ者あり)

企業の誘致につきましても、中止ということができないとするならば、少なくとも、事前にも協議するというようなことができるかどうか、その点を国・県に陳情する前に、市長の明確な御答弁を得たいと思います。(「休憩」「必要なし」「議長」「市長、登壇やぞ」「議長休憩だ」と呼ぶ者あり)

○議長(中島忠勝君) 市長。(「発言ささんか」と呼ぶ者あり)

(「市長(九鬼喜久男君)登壇」)

○市長(九鬼喜久男君) ただいまの訓覇議員の御質問にお答え申し上げます。

先日は木平氏が、公害病患者がどの程度出ているかはともかくといたしまして、なくなられたことに対しては甲意を表する次第でございます。しかしながら、医師の診断におきましても、混合性障害であると判断されておりますように、公害の疾病というものがどこまで公害そのものによってできたものであるか。あるいはまた、一般的に素因というものがあって、それが刺激されてきたものであるかということ等によるこの病気の原因の混合度というものが非常に判定しにくいと思う次第でございます。したがって、公害による生活保障をどこまでやるかということは、これは、一地方自治体が行えませんにつきましては、非常にこの公害の疾病の限度の判断というものがむずかしいと思われましますので、いま直ちに生活保障をいたすということは、私は四日市市としてはできないのではないかと考えております。

しかしながら、御指摘のように社会福祉事業等、幾多の関連事業もございますので、でき得る限り生活保障の線に沿い得るようないろいろの措置を講ずるような努力をいたしたいと考える次第でございます。

また、埋め立て事業につきましては、目下のところ明確なお答えができる程度の段階にまで進んではおりませんが、私は、たびたび前の議会におきましても説明をさせていただきましたように、この公害を解決するところの一つの発生源対策としての古いところの設備を廃棄して、新しいよい設備に切りかえていくということが、やはり時代の趨勢であり、一つの都市改造の一環としても、また公害対策解決の方法といたしましても、やはり新しい純粋な工業用地に新しい設備をつくって公害をなくするように努力するのが当然ではないかと考える次第でございます。

○議長(中島忠勝君) 御質疑ありませんか。提案者に対する御質疑――。

他に御質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたしたいと思います。

おはかりいたします。ただいま議題となっております発議第七号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島忠勝君) 御異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立を願います。

(「賛成者起立」)

○議長(中島忠勝君) 起立多数と認めます。よって、発議第七号公害防除に対する具体的施策の推進に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本臨時会の日程は全部、終了いたしました。

会議を閉じ、七月臨時会を閉会いたします。

長時間、御苦労さんでございました。

午後六時十一分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	中島忠勝
署名議員	伊藤信一
署名議員	山本栄一